

岡 垣 町 入 札 心 得

	平成10年10月20日
一部改正	平成18年10月 2日
一部改正	平成22年10月 1日
一部改正	平成26年 4月 1日
一部改正	平成27年 4月 1日
一部改正	平成28年 4月 1日
一部改正	令和 元年10月 1日

岡垣町が行う建設工事等における指名競争入札は、地方自治法、同法施行令、本町契約事務取扱要綱その他関係法令に定めるもののほか、この心得によって執行します。

入札参加者は事前によく読み、間違いのないようにしてください。

1 入札の指名通知

入札の指名通知は、通常、FAXにて行います。通知を受けたときは、受領確認のため、通知書に必要事項を記入し、総務課契約用地管財係までFAXにより必ず返信してください。

また、通知を受けたときは、必ず指定された期間に指定した方法で「入札（見積）執行について（通知）」（以下「通知書」という。）及び設計書、仕様書、図面等（以下「設計書等」という。）を受け取ってください。

2 入札の準備

(1) 見積に当たっては、設計書等及び現場をよく確認のうえ、入札してください。

(2) 通知書及び設計書等に疑義があるときは、関係職員に説明を求めてください。

なお、「質疑については書面による」こととされているものについては、担当職員の指示に従ってください。

3 入札書の記入

(1) 入札書は、本町指定の様式のものを使用してください。

なお、随意契約による場合は「入札」を「見積」と読み替えるので、訂正の必要はありません。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札

書に記載してください。

4 入札の方法

- (1) 入札は、「入札（見積）執行について（通知）」に示した日時及び場所で行います。入札者が入札開始時刻までに到着しないときは、入札に参加できませんので、遅れないよう十分注意してください。
- (2) 入札執行の場所には、入札者1名以外の立ち入りはできません。
- (3) 入札者は、入札執行について係員の指示に従ってください。
- (4) 代理人による入札を行うときは、委任状を提出してください。
- (5) 提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできません。

5 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者が入札参加を希望しない場合は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。
- (2) 指名を受けた者が、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。
 - ① 入札執行前には、入札辞退届（別記様式）を総務課契約用地管財係に直接持参すること。
 - ② 入札執行中には、入札辞退届を、入札を執行する者に直接提出すること。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではありません。
- (4) 共同企業体の場合、企業体としての辞退はできますが、企業体構成員の一員からの辞退はできません。

6 入札の中止等について

入札者が協定して入札したと認められるとき又は入札に際し不正があると認められるときは、入札の中止、延期又は取消をします。

また、談合に関する情報が寄せられた場合には、入札直前の「くじ」により、当該入札案件の指名通知を受けた方のうち4割を限度として、指名を取り消す場合があります。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する場合の入札は無効となります。

- (1) 入札参加の資格がなくて入札したとき。
- (2) 入札書に入札者の記名押印（委任行為がある場合には、受任者の記名押印）のないとき又は代表者本人が入札する場合、本町に登録している使用印を押印していないとき。
- (3) 入札金額の頭に「¥」マークの記載がないとき。
- (4) 入札金額の記載がない、入札金額を訂正した、又は入札金額が判読できないとき。

- (5) 所定の入札書によらない入札をしたとき。
- (6) 同一事項について、2通以上の入札書を提出したとき。
- (7) 委任状を提出しないで代理入札をしたとき又は他人の代理を兼ね、若しくは2人以上の代理をしたとき。
- (8) 入札保証金の納付が必要な場合に、入札保証金を納付しないとき又はその額が不足するとき。
- (9) 最低制限価格設定の場合、入札価格が最低制限価格を下回ったとき。
- (10) 再度入札の場合、前回の最低金額以上で入札したとき。
- (11) 入札者が協定して入札したと認められるとき。
- (12) その他入札に際し、不正があったとき。
- (13) 前各号のほか、町が指示した事項に違反したとき。

8 入札に参加できない場合

次の各号の一に該当する場合は入札に参加することができません。

- (1) 指定された期間に「入札（見積）執行について（通知）」及び「設計書等」の交付を受けなかったとき。
- (2) 入札者が入札開始時刻までに到着しないとき。
- (3) 代理入札で委任状の提出がないとき又は委任状が不備のとき。

9 失格に関する事項

次の各号の一に該当する入札者は失格とする。

- (1) 「7 入札の無効」に該当するとき。
- (2) 「8 入札に参加できない場合」に該当するとき
- (3) 入札に際し、不正があると認められるとき。

10 落札の決定

- (1) 予定価格以下で、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設けている場合は、予定価格以下で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (2) 2人以上が同一落札金額で入札した場合には、くじにより落札者を決定します。

11 再度入札

- (1) 落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行います。
- (2) 再度入札の回数は、1回とします。

12 異議の申し立て

入札をした者は、入札後、通知書及び設計書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

(様式)

入 札 辞 退 届

件 名 _____

上記について指名を受けましたが、下記の理由により入札を辞退します。

記

(辞退の理由)

令和 年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 名 _____ 印

岡 垣 町 長 様

※入札辞退の理由は具体的に記載すること。